

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 20 年度
条 例 名	神奈川県立かながわ労働プラザ条例		
条 例 番 号	平成 7 年神奈川県条例第 6 号	法 規 集	第 7 編第 3 章
所 管 部 局 室 課	商工労働部労政福祉課		
条 例 の 概 要	労働者の福祉の増進を図り、文化活動の場を提供するための施設である神奈川県立かながわ労働プラザの設置、管理等に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 〔 現在でも 必要な条 例か。〕	かながわ労働プラザは、労働者の福祉の増進を図り、文化活動の場を提供するための施設であり、現在においても設置する必要がある。この条例は、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、神奈川県立かながわ労働プラザの設置、管理等に関し必要な事項を定めるものであり、必要な条例である。	
	有効性 〔 現行の内 容で課題 が解決で きるか。〕	かながわ労働プラザは、職業支援等をテーマにした講座の開催や労働関係図書・資料等の閲覧・貸出しにより労働者の学習活動の場を提供するとともに、ホール、会議室、音楽スタジオ等の貸出しにより労働者の文化活動の場として積極的に活用されており、労働者福祉の増進に有効に機能している。	平成 19 年度利用実績 ①会議室等 20,039 件 277,285 人 ②駐車場 18,688 台 ③利用料金収入 67,220,571 円
	効率性 〔 現行の内 容で効率 的といえ るか。〕	かながわ労働プラザには、業務遂行能力を十分に有していることなどの一定の基準を満たす法人その他の団体に、一定期間、施設の管理等を行わせる指定管理者制度を導入しており、効率的な施設運営が行われている。	指定管理者 (財)神奈川県労働福祉協会 指定期間 平成 18 年 4 月 1 日から 平成 23 年 3 月 31 日まで
	基本方針適合性 〔 県政の基 本的な方針 に適合して いるか。〕	かながわ労働プラザの管理運営業務に指定管理者制度を導入しており、「行政システム改革基本方針」及び「神奈川県民間活力活用指針」の考え方に合致している。	
	適法性 〔 憲法、法令 に抵触し ないか。〕	地方自治法上の公の施設として必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 無